

令和5年度

委託仕様書

委託名 エレベーター保守点検業務委託

委託箇所 元荒川水循環センター(桶川市小針領家地内)

委託期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日
委託内容: 管理本館エレベーターの定期点検業務並びに緊急点検業務一式。

対象設備: 管理本館 一般乗用エレベーター 1台
(P11-750kg-4Stops(60m/min)・インバータ制御・遠隔監視機能付き)
地震時管制運転装置(P波付き)、停電時自動着床装置、その他
関連機器 一式

委託大要

本委託費内訳書

工 種 種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
本委託費				
エレベーター保守点検業務				
点検業務費(POG)	1			A-1
計				
合計				

点検業務費

A-1 代価表

種 別 単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般乗用エレベータ (POG)(60m/min)遠隔監視	12			
停電時自動着床装置 (POG)(60m/min)遠隔監視	12			
地震時管制運転装置 (POG)(60m/min)遠隔監視 P波付き	12			
計				

特 記 仕 様 書

委託名 エレベーター保守点検業務委託
委託箇所 元荒川水循環センター（桶川市小針領家地内）
委託期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

公益財団法人埼玉県下水道公社

- 1 適用範囲 この特記仕様書は、本委託に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託標準仕様書を補足する、必要な事項を定めるものとする。
- 2 概要 本委託は、元荒川水循環センターにおけるエレベーター及び、その付帯設備の機能を正常に作動させるための、定期点検業務並びに緊急点検業務とする。
- 3 対象機器 本委託の対象機器は、次のとおりとする。
 管理本館一般乗用エレベーター
 用途 乗用（車椅子乗用）
 仕様 積載量 750kg
 定員 11名
 速度 60m/min
 制御方式 可変電圧可変周波数制御方式
 運転方式 遠隔監視機能
 非常停止 地震時管制運転装置（P波付き）
 停電時自動着床装置
 製造年 1979年製
 （1999年1月インバータ制御方式に変更）
 （2020年2月かご取替）
 製造会社 三菱電機(株)
- 4 有資格者の届出 現場代理人は、次のいずれかの資格を有するものとし、（一級建築士、二級建築士又は昇降機検査資格者）資格の写しを添えた書面を現場代理人通知書に添付し提出する。
- 5 - 1 定期点検業務 (1) 点検業務は、計画的な点検・手入れ保全（給油・調整・清掃等）を月1回（保守点検）及び定期検査を実施するものとする（POG契約）。また、消耗部品として別表に掲げるものについては受託者の負担とする。
 (2) 前項の点検業務は建築基準法に基づく点検を行うものとし、有資格者が行わなければならない。
 (3) 定期検査は特定行政庁に提出する標準仕様書で報告する。
- 5 - 2 遠隔監視点検等 遠隔監視ができる設備については以下の遠隔監視点検を行う。
 (1) 遠隔監視は委託期間を通じ24時間行う。
 (2) 監視項目は以下のとおりとする。
 ア 電源異常
 イ 起動不能
 ウ 閉じ込め故障
 (3) 閉じ込め事故等の非常時に、エレベーターかご内と中央監視等との間で直接通話ができるようにする。
 (4) 遠隔点検では月1回、以下の報告を行うものとする。
 起動状態
 加速状態
 定常走行状態
 減速状態
 着床状態
 ドア開閉回数

6 緊急点検業務等

- (1) 受託者は保守対象のエレベーターに関する事故や故障等の発生に備え、24時間対応できる体制をとる。
- (2) 受託者は、各施設の変電設備自主点検に伴う停電・復電作業に起因し不測の事態が発生した旨の連絡を受けた時は、迅速に対応する。
- (3) 受託者は次のとき、速やかに業務関係者を派遣し、原因調査及び修繕、復旧または応急処置を行う。
 - ア 監督員等から事故や故障等が発生した旨の連絡を受けたとき
 - イ 遠隔点検によりエレベーターが故障していることがわかったとき
 - ウ 遠隔監視により事故や故障等を示す信号を受信したとき
 - エ 上記以外で受託者が事故や故障等の発生を確認したとき
- (4) エレベーター閉じ込め事故等の緊急事態が発生したときは、直ちに（上記（3）の項目の中で最も早い時刻から概ね60分以内。ただし、大規模停電等のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。）業務関係者が現場に到着し、迅速かつ適切な処置を行う。
- (5) 修繕の実施に費用が発生する場合は、事前にその費用等について監督員と協議する。ただし、緊急の場合は委託者と協議を実施する。
- (6) 昇降機に事故や重大な不具合が発生した場合において、委託者が特定行政庁に報告する上で、受託者は点検業務者として、必要な協力を行う。

7 業務実施上の注意

受託者は、委託業務履行にあたって、次の事項に注意しなければならない。

- (1) J I S等の規格及び関係法令を遵守する。
- (2) 既設設備を破損させないように十分注意する。
- (3) 点検により現状の維持に支障のないように注意し、点検日は事前に監督員と協議する。
- (4) 点検終了後は片付け及び清掃をする。
- (5) 現地での点検は、緊急対応等を除き、原則として次の時間内に行う。実施日は監督員と協議する。平日 9時00分～16時00分

8 安全対策

受託者は、委託期間中に事故等がないように十分な安全対策を行うものとする。

9 教育等の協力

- (1) 監督員が昇降機の維持管理、長期修繕計画に関する助言を求めた場合は保守点検者の立場として適切な助言を行う。
- (2) 関係機関の立ち入り調査等があり、監督員が受託者の立ち会いを求めた場合、受託者はこれに積極的に協力する。
- (3) 受託者は新たな運行に係る技術情報を得た場合は、その内容について速やかに報告する。

10 環境配慮への取組み

環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域住民への信頼性の向上を図ることを目的として、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加する。

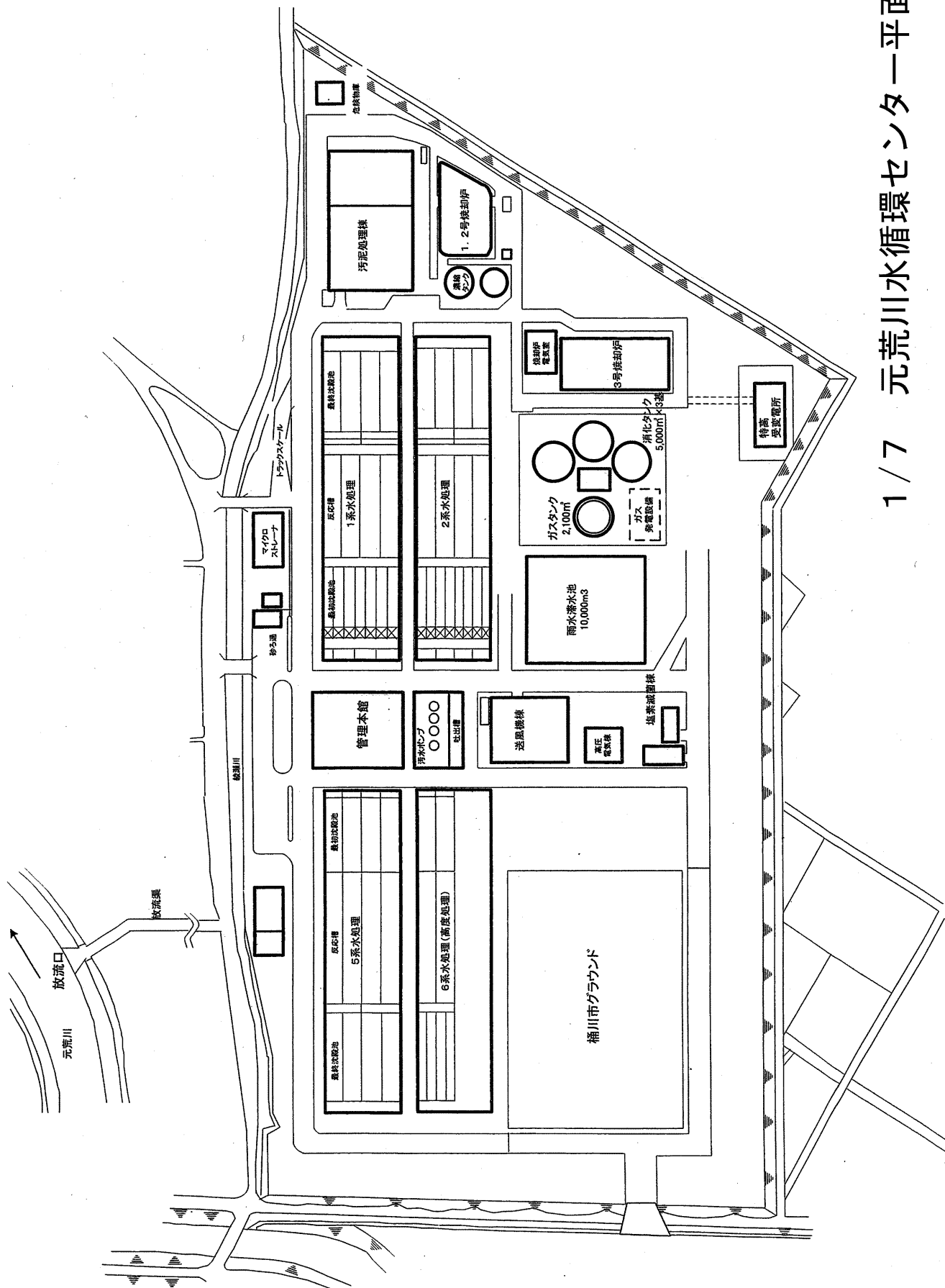
- | | |
|---|--|
| 11 下水道施設
台帳システム（AMDB）
登録情報の
整備 | 本委託で点検・交換・補修等をした機器の保全履歴について、公社が指定する様式に保全名称等の情報を整理し、電子データ（Excel形式）を提出すること。また、報告書の考察（劣化状況等）をPDF形式にて提出する。 |
| 12 その他 | この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受託者、委託者が協議して定めるものとする。 |

消 耗 部 品 一 覧

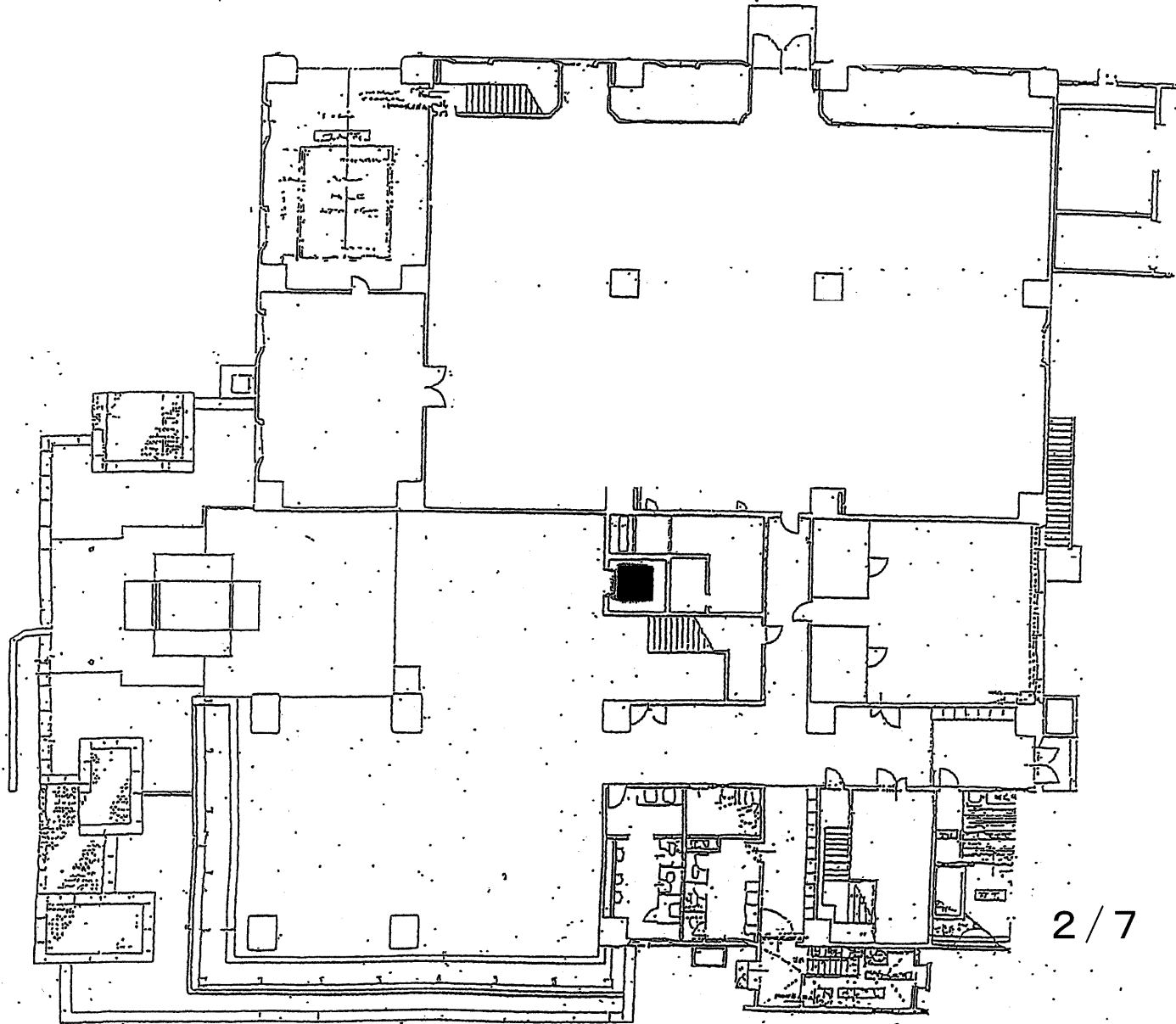
- 1 リレーの接点（動力回路主接点、補助接点等）
- 2 リード線
- 3 ヒューズ類
- 4 階床選択器の可動接点及びテープクリーナ
- 5 カーボンブラシ
- 6 蛍光灯、電球
- 7 非常停止釦のアクリルカバー
- 8 ゴム（戸あたりゴム等）
- 9 ベルト
- 10 油脂類（各種潤滑油、各種潤滑油脂）
- 11 ウェス、サンドペーパー類
- 12 ビス・ナット・ワッシャー

エレベーター保守点検業務委託 添付図面

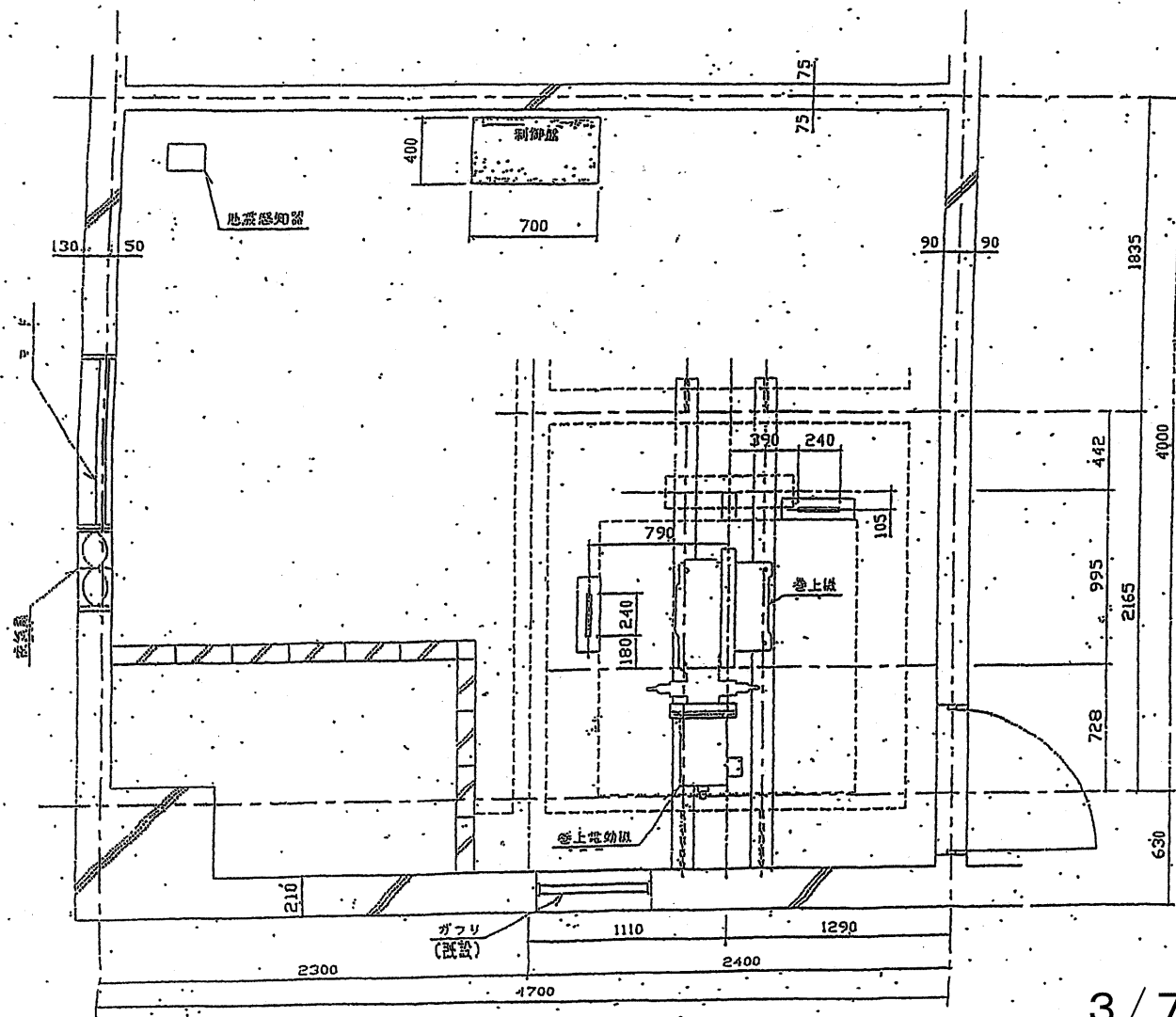
図面番号	図面名
1 / 7	元荒川水循環センター 平面図
2 / 7	管理本館1階 平面図
3 / 7	エレベーター機械室 平面図
4 / 7	エレベーター機械室ほか 断面図
5 / 7	主要機器 外形図
6 / 7	かご室 意匠図
7 / 7	かご室 外形図



1/7 元荒川水循環センター平面図



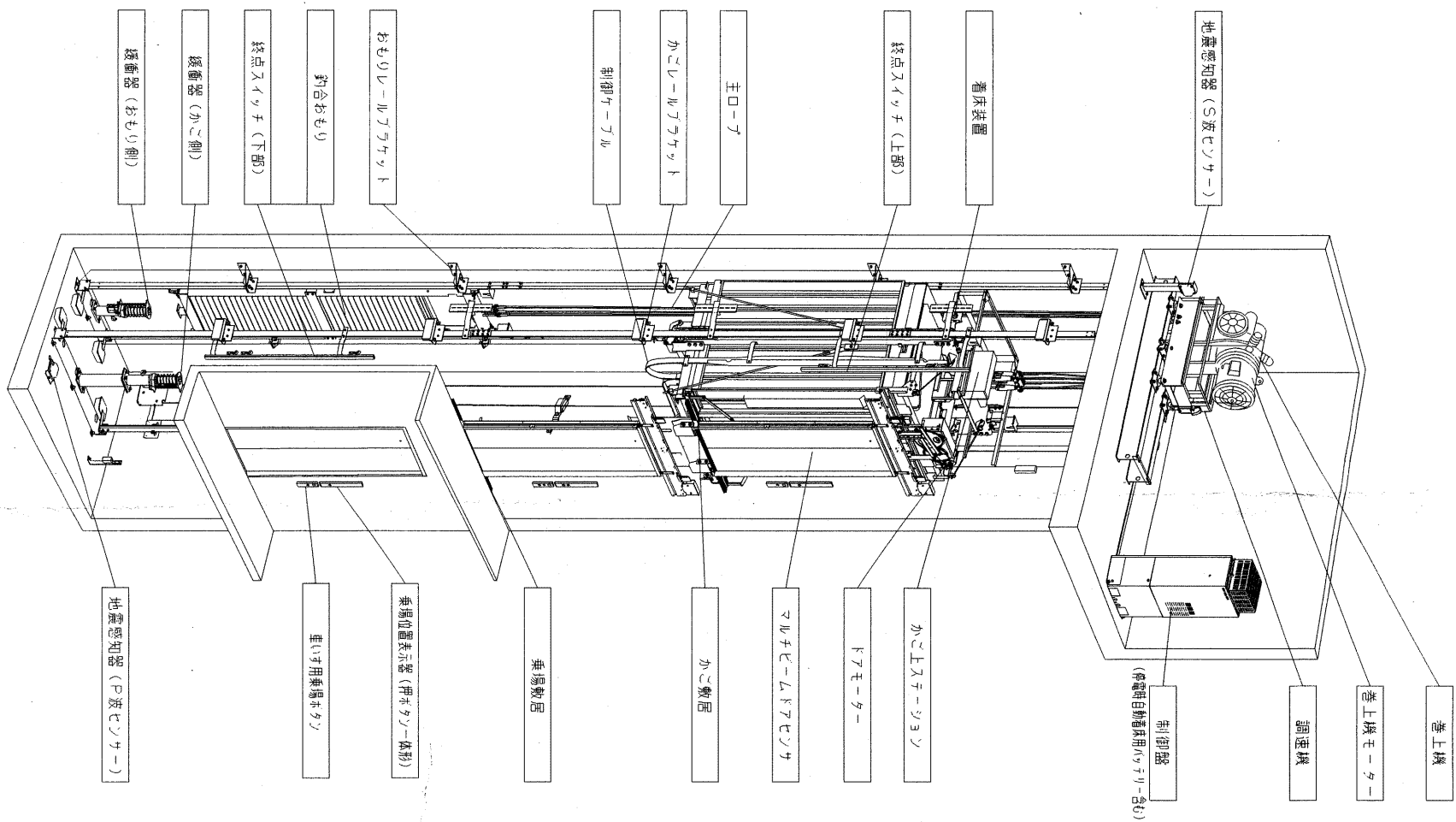
■委託箇所



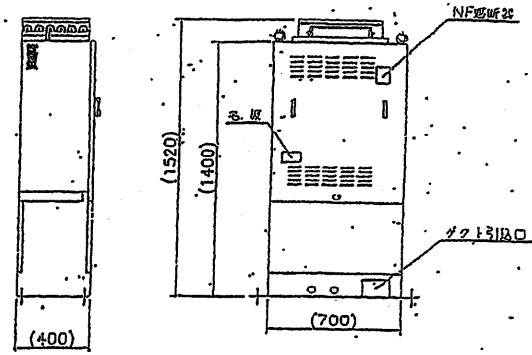
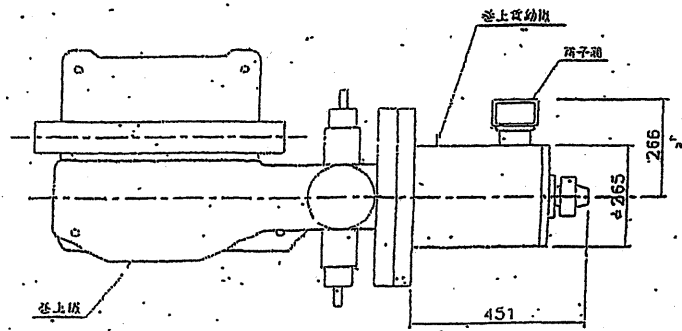
エレベーター仕様

号機名	No. 1号機
用途	乗用 (車椅子乗用)
制御方式	可変電圧可変周波数制御方式
操作方式	乗合全自動方式
積載質量	750kg・最大定員11名
速度	60m/min
電源	三相交流 200V 50Hz
巻上機・容量	EM-2430・7.5kW
ローピング	1:1
主牽	径12mm・4本
停止箇所	1、2、3、4階 計4階
調速機ロープ	8.2mm
緩衝器	ばね式
かご非常止め装置	次第ぎき式
付加仕様	P波センサ付地震時管制運転装置 (EER-P、S) : 3段設定 停電時自動着床装置 (MELD) 戸開走行保護装置 (UCMP)

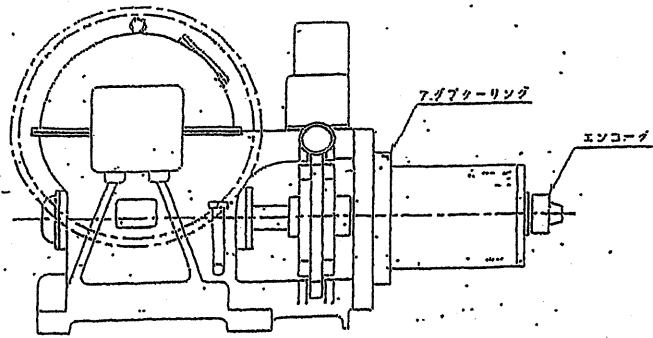
3/7 エレベーター機械室 平面図



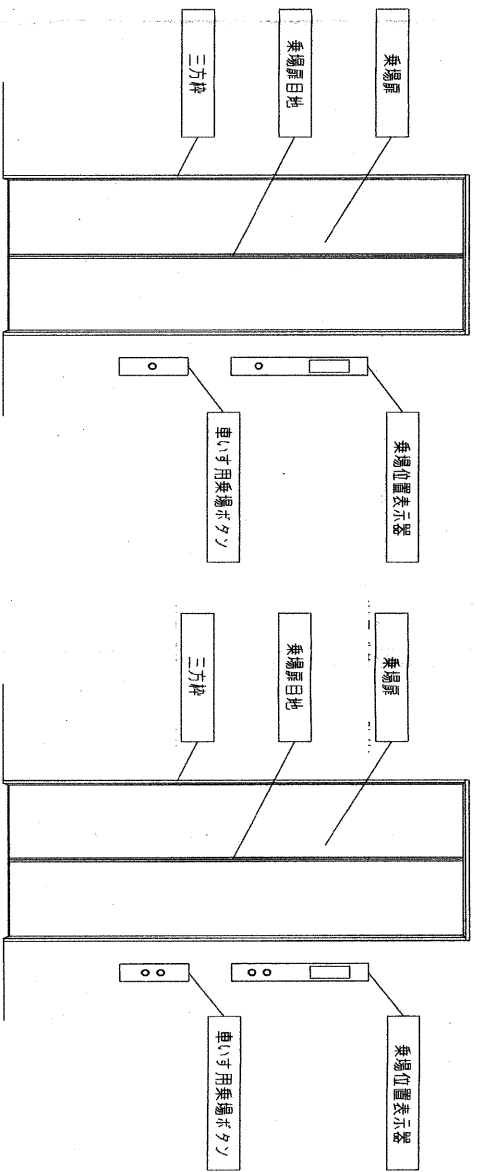
4 / 7 エレベーター機械室ほか 断面図



制御盤外形図



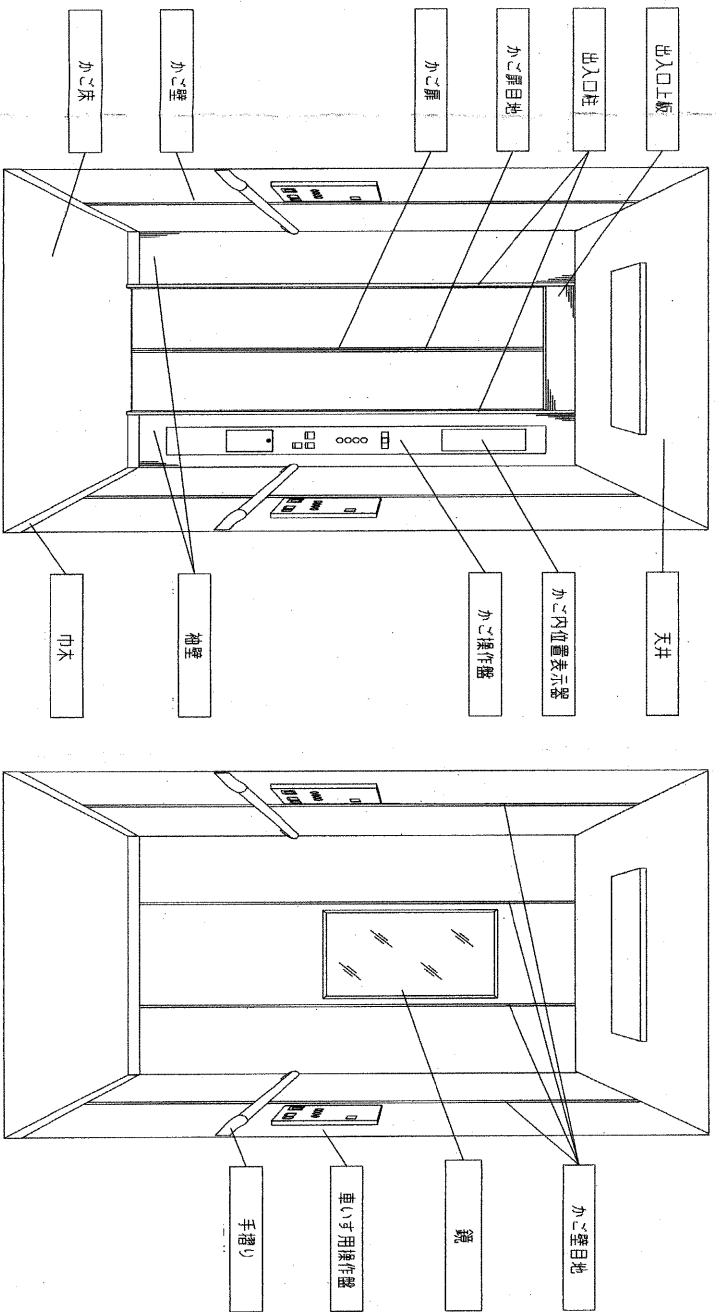
巻上げ機外形図



6/7 かご室 意匠図

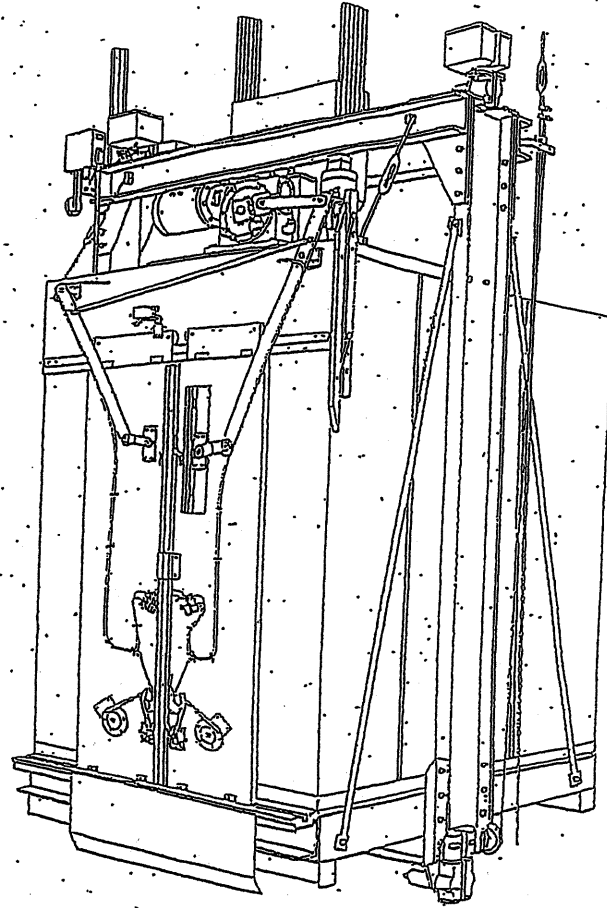
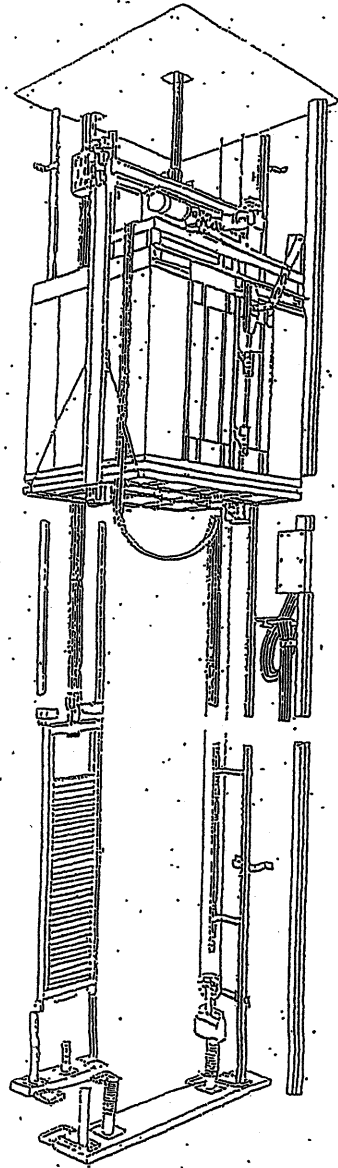
乗場改修項目図 (1階)

乗場改修項目図 (2-4階)



かご室改修項目図 (出入口側)

かご室改修項目図 (背面側)



7 / 7 かも室 外形図